

賃 貸 借 契 約 書 （案）

安芸高田市（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、2025年〇月〇日入札執行落札したIC旅券交付窓口端末（以下「物件」という。）の賃貸借（保守を含む）に関し、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は、第3条の物件一式を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借期間は、2025年4月1日から2029年9月30日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 設置場所、機種、付属品及び賃借料等は次のとおりとする。

設置場所	安芸高田市役所市民部市民課 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
メーカー	〇〇〇〇
機 種 等	制御用ノートパソコン、パスポートリーダー、申請者向けディスプレイ、IC旅券用アプリケーションソフトウェア
数 量	1 式
賃 借 料	賃借料〇〇円／月額 （年額〇〇円） 消費税〇〇円／月額 （年額〇〇円） 合 計〇〇円／月額 （年額〇〇円）
その他	設置期限、機能要件、その他要件は仕様書のとおり

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は、前条に定める賃貸借料を毎月月末までに、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、振込みの方法で、賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 振込みにかかる手数料については、甲の負担とするものとする。

（消費税）

第5条 この委託期間中に消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを業務委託料とするものとする。

（物件の搬入及び設置・設定）

第6条 乙は、甲の指定する場所に物件を搬入し、設置、設定するものとする。

（物件の引渡し及び瑕疵）

第7条 物件設置後、甲は検査を行い、直ちに物件の引渡しを受けるものとする。

2 物件に隠れたる瑕疵があったときは、甲は直ちに乙に対し書面で通知することとし、甲がこれを怠ったときは、物件が完全な状態で引き渡されたものとする。

（所有権の表示）

第8条 乙は、物件に乙の所有物である旨を表示することができるものとする。

（物件の使用、管理）

第9条 甲は、物件をその用途に従い、善良な管理者の注意をもって使用、管理するものとする。

（委託及び譲渡の禁止）

第10条 甲は、この契約の物件及び権利を他に譲渡、又は委託したり、他に使用させたり、物件に対する乙の所有権を害する行為を一切しないものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、甲の故意または重大な過失による物件の損害については、その賠償額を甲に請求することができるものとする。

2 第 13 条に規定する保険で補填された損害額については、乙は甲に請求しないものとする。

(物件の現状変更及び附合物)

第 12 条 甲は、物件を第 3 条記載の設置場所から移転するときは、事前に書面をもって、乙の承認を得るものとする。

2 物件の一部を除去し、又は取り替えたり、若しくは改造したり、他の機械器具等を取り付ける必要が生じた場合は、事前に書面をもって、乙の承認を得るものとする。

(物件に対する損害保険の付保)

第 13 条 乙は、物件に対し、契約期間中継続して乙を被保険契約者とする動産総合保険契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は乙が、本契約に定める義務に違反した場合及び次の各号に掲げる場合は、本契約を解除することができるものとする。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 乙が、納入期限日までに第3条の物件の引渡し納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認めるとき。

2 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、書面により、契約を解除しようとする日の1か月前までに相手方に通知するものとする。

(契約期間終了時の処理)

第 15 条 第 2 条に定める契約期間満了後、乙は甲に対し物件を無償にて譲渡するものとする。

(物件の保守)

第 16 条 乙は、契約期間中の物件の維持管理のため、部品、付属品の取り替え、定期又は不定期の検査を行うとともに、そのための費用を負担するものとする。

(疑義の決定)

第 17 条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。また、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、それぞれ証明押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

2025 年●月●日

甲 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長

藤本 悦志

乙 ○○県○○市○○町○○番地
 ○○○○
 代表取締役 ○○ ○○